

報告(1)

令和4年(2022年)2月8日
教育政策課

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について

1月 7日(金)

知事臨時記者会見

県内初のオミクロン株感染者を確認
感染者が1月5日(水)4名から1月6日(木)24名に急増し、
感染が急拡大(「第6波」に入ったと判断)
県リスクレベルをレベル1に引き上げ

1月 12日(水)

知事臨時記者会見

県リスクレベルをレベル2に引き上げ(直近1週間の新規感染者364名、前日時点の最大確保病床使用率11.8%)
国への「まん延防止等重点措置」の要請について検討

- 県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)
 - ・グループワークや合唱等の感染リスクの高い学習活動の縮小
 - ・修学旅行等について実施の有無を慎重に検討
 - ・部活動は県外における練習試合等の交流活動は当面禁止。公式大会は県外を含め参加可。

1月 18日(火)

知事定例記者会見

直近1週間の新規感染者2,178名、前日時点の最大確保病床使用率25.4%
「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請

1月 19日(水)

国において、熊本県への「まん延防止等重点措置」適用が決定
(令和4年1月21日(金)から令和4年2月13日(日)まで)

1月 20日(木)

第36回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

直近1週間の新規感染者3,210名、前日時点の最大確保病床使用率33.0%

「まん延防止等重点措置」について、県内全域を重点措置区域とし、対策を強化

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)
 - ・原則として分散登校、学校の実情に応じて時短、時差登校等の実施(特別支援学校は、原則通常登校)
 - ・文科省衛生管理マニュアルの最高レベル(レベル3)の感染症対策を前倒して実施
 - ・部活動は練習試合等の対外活動禁止。公式大会は県外を含め参加可(発熱等の風邪症状等がある生徒の参加は禁止)。

○入学者選抜:万全な感染症対策を講じた上で予定通り実施

1月 25日(火)

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立高等学校及び県立中学校卒業式の対応について(通知)
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立特別支援学校卒業式の対応について(通知)
 - ・在校生は原則不参加、来賓及び教育委員会関係者は出席なし
 - ・7日前からの検温等の健康観察、マスク着用、常時換気などの感染予防対策
 - ・病院併設の特別支援学校にあっては、式挙行の可否を含め、関係医師と十分に協議を行う。

1月 27日(木)

- 知事臨時記者会見
- 県リスクレベルをレベル3に引き上げ(直近1週間の新規感染者5,240名、前日時点の最大確保病床使用率49.5%)
- 部活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)
 - ・部活動は令和4年2月13日まで原則中止
 - ・公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の活動可能

以上

教高第1499号
教特第478号
教体第1161号
教文第2295号
令和4年(2022年)1月12日

各県立学校長様

教育長

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び
教職員への指導の徹底について(通知)

新型コロナウイルス感染症については、全国的にオミクロン株による感染が急増しており、県内においても感染増加傾向が見られ、県のリスクレベルも「レベル2警戒強化レベル」へ引き上げられました。また、県立学校においても、感染者が複数名発生している状況にあります。このような状況を踏まえ、県立学校においても感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。

つきましては、令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7) 2021.12.10一部修正」のレベル2に基づく感染症対策の徹底をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 学校の感染状況に応じて、臨時休業、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を実施する場合は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の(1)、(2)について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。
 - (1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいたシラバス(授業計画)を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、1人1台端末等を活用した学習などの工夫を講じ、適切な学習支援、適度な状況把握、適正な学習評価を行うこと。その際、令和2年(2020年)9月16日付け教高第735号「新型コロナウイルス感染症対策における学習支援事例集」も参照すること。
 - (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間が長期化する場合、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討すること。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年・高等学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討すること。
- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。

5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。

6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、朝のS H R、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。

8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。

9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）の実施については地域の感染状況を踏まえ慎重に検討すること。（感染状況が収束する状況になった際は、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること）。

なお、実施する際は、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなど配慮すること。この場合にも、衛生管理マニュアルP50の（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

10 職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

11 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別

の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年4月5日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル2対応）」を参照のこと。)

- 1 2 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。
- 1 3 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 1 4 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 1 5 寄宿舎（寮）についても、引き続き、(1)～(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
 - (1) 寄宿舎生・舍生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寄宿舎生・舍生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舍させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舍させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
 - (2) 寄宿舎生・舍生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舍監等による健康観察を確実に行うこと。
 - (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 1 6 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。
- 1 7 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 1 8 進学試験、就職試験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人ととの距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹底すること。
 - (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に判断すること。

- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

19 部活動については、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動の実施を検討すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守すること。
なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

(1) 対外活動の可否について

- ア 練習試合等（他校との交流活動を含む。）は、県内のみ実施可とする。また、県外からの練習試合等の受け入れも当面禁止する。ただし、既に県教育委員会に実施届を提出している県外での練習試合等については、感染防止対策を徹底したうえで実施できるが、可能な限り延期や日程の短縮など見直しの検討を必ず行うこと。
- イ 大会は、参加可とする。ただし、県外での大会は公式大会に限り参加可とする。
- ウ 合宿は、できるだけ控え、実施の場合は県内での実施とし、長期日程とならない計画等の配慮をする。感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。
- エ 県立中学校及び特別支援学校中学部においては、熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県域内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

- (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
- (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。
- (ウ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）
- (エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。
- (オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

- (ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
- (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
- (ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。
- (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

- (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

20 県立高等学校入学者選抜については、令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校

入学者選抜要項「Ⅷ 入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施」及び令和3年（2021年）12月1日付け教高第1285号「令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ & Aについて」を、県立特別支援学校入学者選抜については、令和4年度（2022年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜要項「Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について」及び令和3年（2021年）12月2日付け教特第416号「令和4年度（2022年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ & Aについて」をそれぞれ遵守し、適切に対応すること。

なお、無症状の濃厚接触者の受検については、各選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

また、入学選抜出願受付については、人ととの距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関する事
　　高校教育課 石村、米村、大塚、新生
　　096-333-2685
- 特別支援学校に関する事
　　特別支援教育課 前川、竹永
　　096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関する事
　　体育保健課 濱本、杉原
　　096-333-2712
- 部活動に関する事
　　体育保健課 濱本、鳴瀬
　　096-333-2712
　　文化課 後藤、村上
　　096-333-2704

<本通知のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大による県のリスクレベルが「レベル2警戒強化レベル」に引き上げられたことを受け、衛生管理マニュアルの「レベル2」に基づく対応となるについてお知らせします。

教義第978号

教特第478号

教体第1161号

令和4年(2022年)1月12日

各市町村教育長様

熊本県教育長

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、全国的にオミクロン株による感染が急増しており、県内においても感染増加傾向が見られ、感染者が複数名発生している学校もあり、県のリスクレベルが「レベル2警戒強化レベル」へ引き上げられました。

このような状況を踏まえ、各学校においては感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。

つきましては、令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7) 2021.12.10一部修正」のレベル2に基づく感染症対策の徹底について、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。

特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握するよう指導をお願いします。併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知をお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 臨時休業、時差登校、時間短縮等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が必要となる場合を想定して、次の(1)～(3)について速やかに対応できるよう、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。

- (1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、1人1台端末等を活用した学習などの工夫を講じ、適切に学習支援、状況把握、学習評価を行う。
- (2) 臨時休業期間が長期化する場合、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、学校の空き教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。

(3) 一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、令和3年（2021年）2月24日付け教義第1037号に基づいて、児童生徒の学びの保障を着実に実施するよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。特に、指導要録上の取扱いについては、当該通知を参考とする。

なお、臨時休業期間における各学校の学習指導の取組事例を熊本県教育委員会ホームページ上に掲載（<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/8889.html>）しているので、必要に応じて活用を図る。

- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
- 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行うなど、自身の健康観察に努めるよう、再度周知徹底を図ること。

また、登校時、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

- 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。
- 9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）の実施については地域の感染状況を踏まえ慎重に検討すること（感染状況が収束する状況になった際は、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること）。

なお、実施する際は、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなど配慮すること。この場合にも、衛生管理マニュアルP50の（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討すること。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や

鑑賞の活動

- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★) や「近距離で組み合ったり接觸したりする運動」(★)

10 特別支援学校及び特別支援学級等においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接觸するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年(2021年)4月5日付け特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル2対応)」を参照のこと。)

11 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。

12 給食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、給食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接觸やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。

13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。

14 寮(寄宿舎)についても、引き続き、(1)~(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。

(1) 寮生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74~P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

(2) 寮生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舍監等による健康観察を確実に行うこと。

(3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式となるような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。

15 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、衛生管理マニュアルP59をもとに事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、延期を含め、実施の可否を再度慎重に検討すること。なお、県外、県内を問わず宿泊研修や修学旅行等の実施については、校長は学校の設置者である市町村教育委員会と事前に協議し、適切に判断すること。

16 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。

17 進学・就職に係る受験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹底すること。

- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に判断すること。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

18 部活動については、可能な限り感染対策を行った上で、リスクの低い活動の実施を検討すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討すること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守すること。

なお、部活動における对外活動については以下のとおりとする。

- (1) 対外活動の可否について
 - ア 練習試合等（他校との交流活動を含む。）は、県内のみ実施可とする。また、県外からの練習試合等の受け入れも当面禁止する。
 - イ 大会は、参加可とする。ただし、県外での大会は公式大会に限り参加可とする。
- (2) 対外活動における遵守事項について
 - ア 実施前から行うこと
 - (ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
 - (イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。
 - (ウ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
 - (エ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
 - イ 實施中に行うこと
 - (ア) 3つの密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
 - (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
 - (ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。
 - (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染防止対策を徹底すること。
 - ウ 實施後に行うこと
 - (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、对外活動後の健康観察にも努めること。

19 県立高等学校入学者選抜については、令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項「VIII 入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施」及び令和3年（2021年）12月1日付け教高第1285号「令和4年度（2022年度）熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を、県立特別支援学校入学者選抜については、令和4年度（2022年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜要項「III 新型コロナウイルス感染症に対応

した選抜実施について」及び令和3年（2021年）12月2日付け教特第416号「令和4年度（2022年度）熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」をそれぞれ遵守し、適切に対応すること。

なお、無症状の濃厚接触者の受検については、各選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689

学校における対策の強化について

学校における対応・取組

各県立学校長、各市町村教育長等宛てに、本日付で通知を差出

- 県立高等学校・県立中学校では、原則として教室内の人数を20人程度にする分散登校を実施。
(県立特別支援学校は、時間短縮や時差登校も実施。)
- すべての県立学校で、文部科学省衛生管理マニュアルの最高レベルのレベル3の感染症対策を前倒して実施。
 - ・各教科等において、グループワークや合唱等の感染のリスクが高い学習活動は実施しない。
 - ・学校行事においては、校外における活動は、進路等に關係するものを除き、原則実施しない。
 - ・校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小。
- 宿泊研修や修学旅行については、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、延期を含め慎重に検討。
- 部活動については、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動。
 - ・練習試合等及び合宿等の対外活動は禁止。
 - ・大会は、公式大会に限り参加可。ただし、健康観察等の徹底を図り発熱等の風邪症状等がある生徒の参加禁止。
- 市町村教育委員会及び私立学校にも、地域の感染状況や学校、家庭、地域の実情に応じて最大限の感染症対策を講じることを依頼。

入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応

- ・万全な感染症対策を講じた上で予定通り実施(前期(特色)選抜：1月24日、後期(一般)：2月24日・25日)
- ・県立高校入試：3月14日追試験及び3月22日追試験受験者対象の二次募集を設定。
- ・県立特別支援学校：特別措置として、書類等による選考を設定。

教高第1564号
教特第497号
教体第1198号
教文第2356号

令和4年(2022年)1月20日

各県立学校長様

教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止については、令和4年(2022年)1月12日付け教高第1499号 教特第478号 教体第1161号 教文第2295号で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えております。令和4年(2022年)1月21日(金)から2月13日(日)まで「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。また、感染力が強いといわれるオミクロン株による感染者数の増加に伴い、児童生徒等の感染者数についても増加が懸念されます。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っています。

つきましては、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するため、先の通知による対応について、下記のとおり、一部更新いたします。

なお、この通知による対応については、準備が整い次第速やかに実施することとし、令和4年(2022年)2月13日(日)までとします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7) 2021.12.10一部修正」のレベル3に基づく感染症対策の徹底に努めること。
- 2 分散登校等及び学びの保障に関する対応については、期間内において、次の(1)～(3)のとおりとすること。

(1) 県立高等学校及び県立中学校

教室内の生徒の間隔を確保するため、原則として教室内の人数を20人程度にする分散登校を実施すること。併せて、学校の実情に応じて、時間短縮や時差登校の感染防止対策を実施すること。また、教室内の人数が20人程度である学校については、時間短縮や時差登校の感染防止対策を実施すること。

ただし、進路決定や卒業、進級に關わる指導及び定期考査等を実施する場合は、万全な感染症対策を講じた上で、通常登校とすることができます。

なお、分散登校実施の際は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議するとともに、進路決定や卒業、進級に向けて大切な時期であることから、各学校の教育課程に基づい

たシラバス（授業計画）を見直し、特別の時間割を作成し、1人1台端末等を活用した学習支援を行い、学びの保障に努めること。

また、学校の感染状況により、学校保健安全法に基づく臨時休業の感染防止対策を実施する場合も、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議するとともに、各学校の教育課程に基づいたシラバス（授業計画）を見直し、特別の時間割を作成し、1人1台端末等を活用した学習支援を行い、学びの保障に努めること。

（2）県立特別支援学校

万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とすること。

なお、地域等の感染状況や隣接する医療機関等との協議によっては、臨時休業または分散登校等を実施できるものとする。実施の際は、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議すること。

（3）濃厚接触者や感染不安など、やむを得ず登校できない児童生徒等

児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、1人1台端末等を活用した学習支援を行うこと。

- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
- 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、朝のS H R、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

- 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として10日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。
- 9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50～P52参照）は行わないこと。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★) や「近距離で組み合ったり接觸したりする運動」(★)
- 10 職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。
- 11 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接觸するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル3対応）」を参照のこと。）
- 12 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。
- 13 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接觸やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 14 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 15 寮（寄宿舎）についても、引き続き、（1）～（3）の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
- (1) 寮生・舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寮・寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
- (2) 寮生・舎生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
- (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 16 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、期間内の実施については延期を含め慎重に検討すること。その際、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、可能な限り延期や代替案を検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議すること。
- 17 学校行事においては、期間内について、校外における活動は、原則実施をしないこと。

ただし、進路等に關係する必要な活動については、事前に教育委員会（関係課）と協議することで実施することができる。また、校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。

18 進学試験、就職試験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹底すること。

- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に判断すること。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

19 部活動については、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接觸したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにすること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守するとともに、分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

- (1) 対外活動の可否について
 - ア 練習試合等（他校との交流活動や観客を集めて行う演奏会等を含む。）及び合宿は禁止する。
（既に県教育委員会に実施届を提出している県外での練習試合等についても禁止とする。）
 - イ 大会は、公式大会に限り参加可とする。
- (2) 対外活動における遵守事項について
 - ア 実施前から行うこと
 - (ア) 健康観察等の徹底により発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
 - (イ) 熊本県新型コロナウィルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
 - (ウ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、まん延防止等重点措置等が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。
 - (エ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）
 - (オ) 引率者は、新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。
また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。
 - イ 実施中に行うこと
 - (ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
 - (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
 - (ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。
 - (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウィルス感染症対策の徹底につ

いて」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確實に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

20 県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校入学者選抜については、次の(1)及び(2)のとおりとすること。

(1) 県立高等学校入学者選抜については、令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項「Ⅲ 入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施」及び令和3年(2021年)12月1日付け教高第1285号「令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。新型コロナウイルス感染症に関する相談については出願先の学校が相談窓口となるが1月22日(土)・23日(日)及び2月23日(水)については、令和4年(2022年)1月12日付け教高第1496号に基づき対応すること。

なお、無症状の濃厚接触者の受検及び後期(一般)選抜の追検査等については、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

また、入学選抜出願受付については、人ととの距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

(2) 県立特別支援学校入学者選抜については、令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜要項「Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について」及び令和3年(2021年)12月2日付け教特第416号「令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。

なお、新型コロナウイルス感染症感染者等については、特別措置の申請が可能となっていることから、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

また、入学選抜出願受付については、人ととの距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

21 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラ等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校のこと
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校のこと
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応のこと
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動のこと
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704

<本通知のポイント>

国による「まん延防止等重点措置」適用を受け、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校、家庭、地域の実情等に応じて最大限の感染症対策を講じることについてお知らせします。

教義第1005号

教特第497号

教体第1198号

令和4年(2022年)1月20日

各市町村教育長様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止については、令和4年(2022年)1月12日付け教義第978号 教特第478号 教体第1161号で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えることになりました。また、感染力が強いといわれるオミクロン株による感染者数の増加に伴い、児童生徒等の感染者数についても増加が懸念されます。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っています。

つきましては、**学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での最大限の感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するとともに、下記の事項について、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知及び指導をお願いします。併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要であることから、再度、保護者にも周知をお願いします。**

なお、この通知による対応については、準備が整い次第速やかに実施することとし、令和4年(2022年)2月13日(日)までとします。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 県立学校においては、令和3年(2021年)12月14日付け教体第1080号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7) 2021.12.10一部修正」の**レベル3**に基づく感染症対策に前倒しして取り組むこととしている。市町村教育委員会におかれても、地域の感染状況を踏まえ感染症対策を適切に講じること。
- 2 分散登校、時差登校、時間短縮等及び学びの保障に関する対応については、期間内において、次の(1)及び(2)のとおりとすること。
 - (1) **地域の感染状況や学校、家庭、地域の実情に応じて、分散登校、時差登校、時間短縮**

等について適切に対応すること。ただし、進路決定や卒業、進級に關わる指導及び定期考査等を実施する場合は、この限りではない。

併せて、分散登校等を実施する場合は、進路決定や卒業、進級に向けた大切な時期であることから、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性をもった家庭学習を課すことや、1人1台端末等を活用した学習などの工夫を講じ、学びの保障に努めること。

(2) 出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等が、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校しない日の家庭学習については、各学校の教育課程に基づいた課題を課すことや1人1台端末等を活用した学習支援を行うなど適切に対応すること。

- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう、再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県基準（県リスクレベルがレベル2以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう、再度、指導の徹底を図ること。
- 5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
- 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。

また、登校時、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。

- 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は原則として10日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症等の健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。
- 9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP50・P52参照）は行わないこと。

【各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルより抜粋）】

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接觸したりする運動」（★）

- 10 特別支援学校及び特別支援学級等においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年(2021年)5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル3対応)」を参照のこと。)
- 11 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。
- 12 給食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、給食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 13 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 14 寄宿舎についても、引き続き、(1)~(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
- (1) 寄宿生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寄宿生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP74~P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
- (2) 寄宿生の1日2回以上の検温(朝夕)と記録、舍監等による健康観察を確実に行うこと。
- (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式となるいような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 15 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、期間内の実施については延期を含め慎重に検討すること。その際、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、教育的意義や児童生徒等の心情等にも配慮し、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、可能な限り延期や代替案を検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、校長は学校の設置者である市町村教育委員会と事前に協議し、適切に判断すること。
- 16 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 17 進学・就職に係る受験等を控えた児童生徒については、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。進学・就職に係る受験等に伴う移動については、以下の項目を徹

底すること。

- (1) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、滞在期間や交通手段等について慎重に判断すること。
- (2) 発熱等の症状がある場合は、受験先等に確認するなど適切に対応すること。
- (3) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (4) 県外へ移動した場合は、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。

18 部活動については、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにすること。

また、衛生管理マニュアルP53～P54の全体を通じての留意事項を遵守すること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

- (1) 対外活動の可否について
 - ア 練習試合等(他校との交流活動や観客を集めて行う演奏会等を含む)及び合宿は禁止する。
 - イ 大会は、公式大会に限り参加可とする。
 - (2) 対外活動における遵守事項について
 - ア 実施前から行うこと
 - (ア) 健康観察等の徹底により発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。
 - (イ) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。
 - (ウ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。
 - (エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用すること。
 - イ 実施中に行うこと
 - (ア) 3密避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
 - (イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
 - (ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。
 - (エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。
 - ウ 実施後に行うこと
 - (ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

19 県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校入学者選抜については、次の(1)及び(2)のとおりとすること。

- (1) 県立高等学校入学者選抜については、令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項「Ⅷ 入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施」及び令和3年(2021年)12月1日付け教高第1285号「令和4年度(2022年度)熊本県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。新型コロナウイルス感染症に関する相談については出願先の学校が相談窓口となるが、1月22日

(土)・23日(日)及び2月23日(水)については、令和4年(2022年)1月12日付け教高第1496号に基づき対応すること。

なお、無症状の濃厚接触者の受検及び後期(一般)選抜の追検査等については、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

- (2) 県立特別支援学校入学者選抜については、令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜要項「Ⅲ 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について」及び令和3年(2021年)12月2日付け教特第416号「令和4年度(2022年度)熊本県立特別支援学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関するQ&Aについて」を遵守し、適切に対応すること。

なお、新型コロナウイルス感染症感染者等については、特別措置の申請が可能となっていることから、同選抜要項及び上記の通知に基づき対応すること。

また、入学選抜出願受付については、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、手指消毒の設置等感染症対策を講じ、受付を行う部屋での待ち時間の削減等の工夫を行うこと。

- 2.0 新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等及び教職員の人権への配慮については、これまで発出した通知文等で示した留意点を踏まえること。特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口を適宜周知するとともに、生徒や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むこと。

【問合せ先】

- 市町村立高校に関する事
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関する事
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関する事
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関する事
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689

教高第1587号

令和4年(2022年)1月25日

各県立高等学校長様
各県立中学校長様

教育長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立高等学校及び県立中学校卒業式の
対応について（通知）

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、
感染拡大防止の観点から、下記のとおり対応願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況により、対応等
の変更が必要な場合は、別途通知します。

記

1 卒業式の参加者について

(1) 卒業生、保護者、教職員について

身体的距離を1m以上確保できるよう、パイプ椅子の左右前後の間隔を60
cm以上とること。ただし、保護者の参加については、原則1名とする。

(2) 在校生について

原則として参加しないこととする。ただし、式の運営上、在校生総代等やむ
を得ず出席が必要な場合のみ、参加を可能とする。また、万全の感染防止対策
を講じ、身体的距離を確保できる場合は、参加を認める場合があるので、事前
に高校教育課と協議すること。その際、在校生の式典への参加については、事
前に当該生徒の保護者の了解を取ること。

(3) 来賓及び教育委員会関係者

出席しないこととする。教育委員会あいさつ及び県議会議長祝辞については、
掲示等で対応すること。

2 卒業式の形態について

(1) 式や式前後の行事等は可能な限り時間を短縮するように配慮する。

(2) 国歌、校歌等についてはCD等で対応し、齊唱しない。吹奏楽等の演奏は行
わない。

3 感染予防対策について

(1) 参加者は、7日前から検温等の健康観察を行う。当日、発熱、風邪症状、倦
怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合は、参加をしない。

(2) 参加者は必ずマスクを着用する。

(3) 受付や会場等にアルコール消毒液を設置し、消毒を励行する。

(4) 会場については常時換気（会場の関係で、常時換気が困難な場合は30分に
1回以上数分間程度窓を全開にする）を実施する。

4 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校等となった場合、休校期間中に予定の式は中止または延期とする。
- (2) 式後のホームルーム等については時間の短縮と常時換気を図るとともに、保護者が参加する場合は、密集しないよう工夫し実施すること。

問合せ先
高校教育課高等学校教育指導班
担当：森塚 仁
TEL：096-333-2685
FAX：096-384-1563

教特第511号
令和4年(2022年)1月25日

各県立特別支援学校校長様

教育長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う県立特別支援学校卒業式の対応について（通知）

のことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、下記のとおり対応願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況により、対応等の変更が必要な場合は、別途通知します。

記

1 卒業式の参加者について

(1) 卒業生、保護者、教職員について

身体的距離を1m以上確保できるよう、パイプ椅子の左右前後の間隔を60cm以上とすること。ただし、教職員による幼児児童生徒への支援が必要な場合は、この限りではない。

(2) 在校生について

原則として、当日の式場への参加はしないこととする。ただし、式の運営上、在校生総代等やむを得ず出席が必要な場合は、参加を可能とする。

また、万全の感染防止対策を講じ、身体的距離を確保できる場合は、参加を認める場合があるので、事前に特別支援教育課と協議すること。その際、在校生の式典への参加については、事前に当該幼児児童生徒の保護者の了解を取ること。

(3) 来賓及び教育委員会関係者

出席しないこととする。教育委員会あいさつ、県議会議長祝辞及びPTA会長祝辞については、掲示等で対応すること。

2 卒業式の形態について

(1) 式や式前後の行事等は可能な限り時間を短縮するように配慮する。

(2) 国歌、校歌等についてはCD等で対応し、齊唱しない。吹奏楽等の演奏は行わない。

3 感染予防対策について

(1) 参加者は、7日前から検温等の健康観察を行う。当日、発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合は、参加をしない。

(2) 参加者は必ずマスクを着用する。

(3) 受付や会場等にアルコール消毒液を設置し、消毒を励行する。

(4) 会場については常時換気（会場の関係で、常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）を実施する。

4 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校等となった場合、休校期間中に予定の式は中止又は延期とする。
- (2) 式後行事について
 - ・卒業生保護者代表あいさつを行う場合は、できる限り短時間で行う。
 - ・記念品贈呈は、会場内に掲示し、紙面にて配付する。
 - ・ホームルーム等については、時間の短縮と常時換気を図るとともに、保護者が参加する場合は、密集しないよう工夫し実施すること。
- (3) 病院併設の特別支援学校にあっては、式挙行の可否を含め、関係医師と十分に協議を行うものとする。

《問合せ先》

特別支援教育課

担当：林 健太郎

T E L : 096-333-2683

F A X : 096-385-5550

e-mail : hayashi-k-dr@pref.kumamoto.lg.jp

写

教義第1028号
令和4年(2022年)1月27日

各市町村教育長様

熊本県教育長

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市町村立学校の卒業式等の対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止については、令和4年(2022年)1月20日付け教義第1005号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)」で通知したところですが、現在も新型コロナウイルス感染拡大については予断を許さない状況にあります。このような中、県教育委員会としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、県立学校の卒業式の対応について、別添写しのとおり通知したところです。

入学式、卒業式等の儀式等について、文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応についてQ&A」(以下、「Q&A」という。)では、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じるよう示されています。

つきましては、別添写し及びQ&Aを参考に、各地域の感染状況を踏まえ、適切に対応するよう貴管下の各公立幼稚園、小中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知くださるとともに、卒業式等の学校行事及びその他の多数の園児児童生徒が集まる行事の実施に当たっては、可能な限り感染拡大防止に必要な対策をとるよう改めて指導をお願いします。

なお、今後の状況によっては対応を変更することがありますので、今後の情報に御留意願います。

【問合せ先】

熊本県教育庁市町村教育局

義務教育課義務教育指導班

担当:岩木

TEL 096-333-2688 (ダイヤルイン)

FAX 096-385-6718

E-mail : iwaki-t@pref.kumamoto.lg.jp

教体第1232号
教文第2413号
令和4年(2022年)1月27日

各県立学校長様

教育長

部活動における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等
及び教職員への指導の一層の徹底について(通知)

このことについては、「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、令和4年(2022年)1月20日付け教高第1564号等により練習試合等の禁止を通知しているところですが、本県のリスクレベルが令和4年(2022年)1月27日に「レベル3対策強化レベル」となったことから感染防止対策の更なる強化を図る必要があります。

つきましては、今後の部活動の対応については、下記のとおりとします。

なお、この通知による対応については、準備が整い次第速やかに実施することとし、今週末に練習及び練習試合等を実施する場合の下記「届(別紙様式)」の提出は不要とします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 部活動は、令和4年(2022年)2月13日(日)まで、原則中止とする。
- 2 公式大会に参加する部活動に限り、次の(1)(2)を含み、原則大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で活動を行うことができる。

その際は、児童生徒本人及び保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動することとし、参加を強制することができないように配慮すること。

(1) 練習について

競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間(大会前3週間を限度とする)が必要な場合は、事前に「届(別紙様式)」を県教育委員会に提出すること。

なお、文化部活動において、大会前に審査対象となる作品や成果物等の提出が求められる場合は、当該締切日の2週間前を活動開始日とすることができる。

(2) 練習試合等について

運動部活動において、競技の特性上、事故やけが防止等の観点から、大会2週間前から練習試合等(他校との交流活動を含む。(県内に限る))が必要な場合は、事前に「届(別紙様式)」を県教育委員会に提出すること。

文化部活動において、他校との合同チームで大会に出場を予定し、大会2週間前から合同練習を必要とする場合も、事前に「届(別紙様式)」を県教育委員会に提出すること。

- 3 分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動するがないようにすること。

【問合せ先】

○運動部活動の対応に関する事

体育保健課 濱本、鳴瀬

TEL: 096-333-2711

○文化部活動の対応に関する事

文化課 後藤、村上

TEL: 096-333-2704

教体第1232号
教義第1025号
令和4年(2022年)1月27日

各市町村教育長様

教育長

部活動における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等
及び教職員への指導の一層の徹底について（通知）

このことについては、「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、令和4年(2022年)1月20日付け教義第1005号等により練習試合等の禁止を通知しているところですが、本県のリスクレベルが令和4年(2022年)1月27日に「レベル3 対策強化レベル」となったことから感染防止対策の更なる強化を図る必要があります。

つきましては、今後の部活動の対応については、下記のとおりとします。

なお、この通知による対応については、準備が整い次第速やかに実施をお願いします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 部活動は、令和4年(2022年)2月13日(日)まで、原則中止とする。
- 2 公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で活動を行うことができる。

その際は、児童生徒本人及び保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動することとし、参加を強制することができないように配慮すること。

- 3 分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することができないようすること。
- 4 校長は、競技の特性上、事故及びけが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間（大会前3週間を限度とする）が必要な場合又は大会2週間前からの練習試合（県内に限る）が必要な場合は、市町村教育委員会が認める場合に限り、実施することができる。ただし、地域の感染状況を踏まえ慎重に判断すること。

【問合せ先】

- 運動部活動の対応に関するこ

体育保健課 濱本、鳴瀬

T E L : 096-333-2711

- 文化部活動の対応に関するこ

義務教育課 塩村、小原

T E L : 096-333-2689